

静 情 審 第 4 5 号
令和 5 年 1 月 31 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 6 月 4 日付け熱健総第 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の期間に特定の病院に対して発信した文書の部分開示決定に対する審査請求
(諮問第231号)

1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、静岡県知事（以下「実施機関」という。）が、別記2に掲げる文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、その一部を非開示とした決定は、文書の特定が不十分であり、改めて文書を特定し直し、開示決定等をすべきである。また、別記2の文書5（以下「文書5」という。）について、非開示とした部分の全てを開示すべきである。

2 経過

(1) 審査請求に至る経過

ア 令和2年6月4日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、本件開示請求を行い、令和2年6月5日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。

イ 令和2年6月8日、実施機関は、審査請求人に本件開示請求の内容を確認したところ、開示期間短縮のため、審査請求人から本件開示請求の対象を「令和元年7月1日から請求日までの間に発信されたもので、結核・難病患者等の個人情報を除く」に変更するとの申出があったため、対象期間を令和元年7月1日から令和2年6月4日として、文書探索を行った。

ウ 令和2年6月19日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、そのうち別記2の文書1から文書4までの一部が条例第7条第2号の非開示情報に、文書5の一部が条例第7条第3号の非開示情報にそれぞれ該当するため、条例第11条第1項の規定による公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

エ 令和2年9月18日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和2年9月23日、実施機関はこれを受け付けた。

(2) 審査請求後の経過

ア 実施機関は、審査請求人から「文書が存在するにもかかわらず開示対象となっていないものがある」との指摘を受け、再度文書の探索を行った。その結果、別記3の文書を特定し、令和3年1月21日に条例第11条第1項の規定による公文書全部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

イ 令和4年8月4日、審査請求人は、審査請求の一部（別記2の文書1から文書4までの部分開示決定に対する不服）を取り下げた。

ウ 令和4年10月6日、当審査会は、熱海健康福祉センターにおいて、事務局職員による本件開示請求の対象公文書の探索を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書探索について

ア 審査請求人は、伊東市民病院の医師や職員の不利益処遇問題に取り組んでいる。その中で、熱海保健所から当該病院ないし病院管理者に宛てた公文書について確認することを必要と考えた。

イ 当該病院の医師が職務権限に基づいて既に受領している文書であるのに、本件処分で開示されていない文書が存在する。少なくとも、令和2年4月15日付熱保医第167号「医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について（通知）」は、かかる文書に該当する。

ウ 令和2年7月下旬、上記イについて、事務手続上の過誤の可能性を考慮し、実施機関の担当者に電話連絡をし、追加補充等があればしてほしいと伝えたが、令和2年7月29日、実施機関は、「開示すべき文書は開示した文書だけである、ほかにあるというのであれば、具体的に指摘してくれれば」と電話で回答した。審査請求人は、具体的な指摘は拒否したが、その後、令和2年9月18日の本件審査請求に至るまでには追加決定はなく、本件審査請求よりはるか後の令和3年1月21日に、追加決定があった。

エ 審査請求人は、令和2年2月18日にも当該病院に対する臨時立入検査が実施されていることを承知している。この検査についても、「立入検査の実施について」及び「立入検査の結果について」ないしこれに類する文書が作成されていないはずはない。この立入検査について、隠匿している公文書が存在することが推定される。

オ 実施機関の対応は、単なる事務手続上の過誤に留まるものではなく、悪質な隠蔽である可能性も否定できず、公文書開示を誠実に履行しようとしなない姿勢が示されているものと理解される。

したがって、実施機関ではなく、審査会において対象公文書の探索を実施することを切望する。

(2) 文書5の条例第7条第3号該当性について

ア 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの認定は誤りであり、認定のようなおそれは存在しないため、開示されるべきである。

イ 立入検査がなされたことは、県民など公衆の生命安全健康に関わる重要な利害に関わる責務を、当該医療機関が適切に果たしているか否かについて、重要な疑念等が生じ、確認を要する事態に至っているからである。

したがって、文書5は、公益的な理由によって開示されるべきである。

ウ 文書5と同種の文書と理解しうる令和2年4月21日付熱保医第1号「医療法第25条第1項に基づく立入検査の結果について」は開示されていることとの均衡と

いう面で、文書5の非開示は不合理である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書探索について

ア 文書の特定にあたり、各課で可能性のある紙文書の探索のほか、パソコンデータや文書管理システムデータを利用した文書探索を行った。また、対象公文書が多い医療健康課については、ダブルチェックを行っており、追加決定の際には、文書管理システム内のデータを「伊東市民病院」で検索をかけて拾い出した書類のチェックを行った。

イ 実施機関には、隠蔽の意図は全くなく、審査請求人が主張する悪質な隠蔽の事実も一切ない。令和2年4月15日付熱保医第167号「医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について（通知）」が特定漏れしていたことは、公文書特定作業における見落としであり、反省している。

ウ 令和2年2月18日に伊東市民病院に対して実施した臨時立入検査については、実施の通知は作成していない。これは、電話で連絡したためである。結果の通知は作成しており、文書5がそれに該当する。

エ 追加決定の際の文書探索では、対象公文書が多い医療健康課の公文書について、文書管理システム内のデータを検索ワードを利用した探索漏れ確認を実施しているが、検索ワードは「伊東市民病院」のみであった。そのため、検索ワードを追加することで、新たな公文書が発見される可能性があり、試行的な探索の結果、開示漏れ公文書が1件発見されている。そこで、更なる文書探索を実施したいが、実施機関ではなく審査会において実施してほしい。理由は、次のとおり。

(ア) 審査請求人から審査会における文書探索への強い要望がある。

(イ) 実施機関の探索後に審査会が確認するよりも、審査会が探索した方が時間が短縮できる可能性がある。

(ウ) 「悪質な隠蔽」等の疑義を受けており、実施機関が再探索するよりも審査会が探索した方が、より明白な判定が期待できる。

(2) 文書5の条例第7条第3号該当性について

ア 別紙には、法人の運営に係る事項が記載されている。当該情報は、病院の内部管理に係る情報であり、公にすることで当該病院の運営にかかる正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

イ 文書5と同種の文書である令和2年4月21日付熱保医第1号「医療法第25条第1項に基づく立入検査の結果について」は、全部開示している。理由は、令和2年6月4日、当該病院のホームページにおいて、内容が公開されているとともに、その翌日の新聞等においても内容が広く公になったからである。このことにより、全部開示に伴う当該病院の権利・利益を害するおそれがないものと判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は、別記1に掲げる文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書を特定し、その一部が条例第7条第2号及び3号に該当するとして本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、対象公文書の追加の特定及び文書5の非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）の開示を求めているところ、実施機関は、本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、文書5の見分結果を踏まえ、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

(2) 本件対象公文書の特定の妥当性について

ア 実施機関による文書探索について

次の事情から、実施機関による対象公文書の探索が十分に行われたかについては、疑義がある。

(7) 上記2(2)アのとおり、審査請求人の指摘により対象公文書が追加で開示されたこと。

(8) 上記(7)以外にも、上記3(1)エのとおり、審査請求人からは対象公文書が存在する可能性について個別の指摘がされていること。

(9) 上記4(1)エのとおり、実施機関の試行的な探索方法により、開示漏れの文書が新たに発見されていること。

これらの事情並びに審査請求人及び実施機関の双方が当審査会による文書探索を求めていることを踏まえ、実施機関以外の第三者による文書探索が必要と判断し、当審査会による探索を行うこととした。

イ 審査請求人が個別に指摘する文書の保有の有無について

審査請求人は、令和2年2月18日に行われた立入検査に関する文書が存在するはずだと主張する。それに対して実施機関は、検査の実施通知については電話連絡による事前告知をしたため文書を作成していないと主張している。また、検査の結果については、通知を作成しており、文書5がそれに該当する。

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査について本県の担当部局に確認したところ、立入検査には2種類あり、毎年度実施する定例の検査と疑義情報などが寄せられた際に実施する随時の検査に分けることができる。定例の検査は、定められた様式により実施の通知を行うことが定められているが、随時の検査は、無通告による実施が認められている。

実施機関に確認したところ、令和2年2月18日実施の臨時立入検査は、随時の検査と位置付けられることから、実施機関が当該立入検査に当たって、実施の通知を作成しなかったことについて不自然な点はなく、当該文書が存在しないとい

う主張は首肯できる。

なお、当審査会による文書探索においても、当該文書を確認することはできなかった。

ウ 審査会による文書探索について

(7) 文書探索の方法

文書管理システムに登録されている熱海健康福祉センターの書誌情報を全て入手し、請求対象期間内に発信された文書の受信者を確認した。その際、受信者が「伊東市民病院又は同病院管理者」以外であることが明らかなもの以外は、対象公文書である可能性を排除できないため、それらの文書について現物確認を行った。例えば、書誌情報の受信者欄に「別紙のとおり」と入力されていた場合に、現物文書に含まれる「別紙」（送付先一覧表）を見て、その中に「伊東市民病院又は同病院管理者」が含まれているか確認するといった具合である。

(8) 文書探索の結果

上記(7)による探索の結果、「伊東市民病院又は同病院管理者」に対して発信された文書（結核・難病患者等の特定の個人に関する文書を除く。）が12件確認された。

このうち、別記4(1)に掲げる文書5件は、発信者が「熱海保健所長」であり、本件開示請求の内容と合致するため、対象公文書と判断した。また、別記4(2)に掲げる文書7件は、発信者が「熱海健康福祉センター所長」等であり、対象公文書に該当する可能性が高いと考えるが、開示請求書に明示された発信者名義と完全には一致していないため、対象公文書と確定することまではできないと判断した。

なお、当審査会による探索は、限られた時間で行われ、実施機関が保有する文書を網羅的に確認したものではないため、これらの文書以外にも対象公文書が存在する可能性は否定できない。

(9) 判断

上記(8)のとおり、本件対象公文書及び別記3に掲げる文書以外に対象公文書が確認されていることから、実施機関による文書の特定は不十分であったといわざるを得ない。

したがって、実施機関は、当審査会による探索結果を踏まえて改めて文書を特定し直し、開示決定等をすべきである。

(3) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 本件非開示部分について

(7) 文書5は、医療法第25条第1項の規定に基づき、熱海健康福祉センターが令和2年2月18日に実施した伊東市民病院に対する立入検査に係る結果通知文書である。

本件処分では、通知文に当たる部分は全部開示されているものの、具体的な検査結果が記載された別紙1及び改善措置状況を記載するための様式である別紙2は全て非開示とされている。

- (4) 当審査会において別紙1及び別紙2を見分したところ、次の事項が記載されていた。

	別紙1	別紙2
①		<ul style="list-style-type: none"> ・提出年月日記入欄 ・宛名 ・提出者の住所・氏名記入欄及び押印欄 ・題名
②	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名 ・検査実施日 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関名 ・検査実施日
③	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘・指導に係る結果区分 ・「No」（指摘・指導事項の項番） ・「部門」 ・「項目」 ・「内容」 ・指摘・指導事項の件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘・指導に係る結果区分 ・「No」（指摘・指導事項の項番） ・「部門」 ・「項目」 ・「改善措置状況」 ・指摘・指導事項の件数

※ ②、③は、それぞれ共通の表形式で記載されており、③別紙1「内容」以外は、別紙1の記載内容が別紙2の対応する欄に転記されている。

イ 別紙1についての検討

- (7) 実施機関は、別紙1全般について、法人の運営に係る事項が記載されており、病院の内部管理に係る情報であることから、公にすることにより、当該病院の運営に関わる正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の非開示情報にあると主張する。

しかし、非開示情報該当性を判断するためには、別紙1に記載された情報について個別具体的に検討する必要がある。

- (4) 別紙1は、立入検査の結果に関する文書であり、その中核となる情報は、「内容」欄に記載された指摘又は指導に関する事項といえる。実施機関が主張する病院の内部管理に係る情報が記載されているとすれば、それは「内容」欄であると考えられる。

条例の解釈及び運用の基準において、条例第7条第3号に該当する場合の例としてあげられている「内部管理情報」とは、法人の経営方針、経理、人事、労務管理等に関する情報であり、当該法人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人の自治に対する不当な干渉となるものとされている。この点について、別紙1の性質及び「内容」欄に記載された内容の面から検討する。

当審査会で別紙1を見分したところ、「内容」欄には当該病院の「内部管理情報」とも評価できる組織体制についての言及があるが、その適切な運用を促

す趣旨の記載にとどまり、具体的な対応手順等の記述は含まれていなかった。

医療機関に対して実施した立入検査の結果に係る情報は、医療機関に指摘事項又は指導事項についての改善を促すとともに、医療の提供を受けようとする者にとって医療機関の選択等に係る有益なものであるといえる。こうした利益を踏まえれば、上記のような組織体制に関する一般的な記述について開示したとしても、当該病院又は当該病院を運営する法人の自治に対する不当な干渉となるとは認められない。

- (イ) 上記(イ)で検討した以外に条例第7条第3号の非開示情報に該当する場合として、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人の競争上の地位を害する場合が考えられる。一般に、立入検査の結果として何らかの記載があり、それが開示されれば、当該病院について法令違反等の不適切な行為があったのではないかと受け止められ、その結果、患者及び関係者からの信用や信頼が失われ、当該病院の社会的評価の低下を招く可能性が想定される。本件において、そのようなおそれがあるかについて検討する。

別紙1の「内容」欄は、医療安全管理に関する運用についての記載であるが、これは、適正な医療を行うにふさわしい病院となるために必要と思われる「指導」事項であり、法令違反を指摘した「指摘」事項ではない。また、指導事項の内容が病院の評価に影響するような重篤なものであったり、指導事項の件数が特段多いという事情は認められず、開示することにより当該病院又は当該病院を運営する法人の社会的評価が低下するような事態は想定し難い。

よって、法人等の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められない。

- (ロ) 「内容」欄が条例第7条第3号の非開示情報に該当せず、その内容が開示されれば、指摘事項又は指導事項の区分及びその件数もおのずと判明するから、指摘・指導に係る結果区分、「No」（指摘・指導事項の項番）、指摘・指導事項の件数は、いずれも開示することに支障はないこととなる。

また、「部門」及び「項目」欄は、検査項目の分類上の区分であり、当然「内容」欄よりも抽象的な情報である。医療機関名及び検査実施日については、通知文に記載されており、既に開示されている情報である。

したがって、別紙1の全てについて、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例第7条第3号には該当しない。

ウ 別紙2についての検討

別紙2は、立入検査結果に対する改善措置状況報告書の様式であり、別紙1に含まれる情報のほか、提出年月日記入欄、宛名、提出者の住所・氏名記入欄及び押印欄並びに題名が記載されている。

別紙1の全てが非開示情報に該当しない以上、別紙1と共通する情報についても当然非開示情報には該当しないこととなる。また、その他の情報について

は、論じるまでもない。

エ 判断

本件非開示部分は、これを開示しても法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号に規定する非開示情報には該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記5のとおりである。

別記1 開示請求の内容

熱海保健所が文書発信人として、または文書発信担当者として、静岡県知事、静岡県、熱海保健所、同所長のいずれかの名義により、伊東市民病院または、同病院管理者に対して発信した文書であって、2019年（令和元年）1月1日から請求日までの間に発信されたもの全て。

※ 令和2年6月8日、審査請求人から対象期間を「令和元年7月1日から請求日までの間に発信されたもので、結核・難病患者等の個人情報を除く」に変更するとの申出があった。

別記2 令和2年6月19日付け熱健総第12号決定（本件処分）

No.	開示請求に係る公文書の件名又は内容	決定	審査請求対象
①	医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について（通知）（令和元年9月26日付け熱保医第114号）	全部開示	—
②	緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧作成について（依頼）（令和元年9月26日付け熱保医第118号）	全部開示	—
③	令和2年麻薬取扱者の継続申請及び令和元年麻薬取扱者の届出について（令和元年10月2日付け熱保衛第140-2号）	部分開示	○取下げ （文書 1）
④	冬季の感染症予防対策研修会（子どもの施設編）への講師派遣について（令和元年10月17日付け熱保医第117号）	部分開示	○取下げ （文書 2）
⑤	冬季の感染症予防対策研修会（高齢者の施設編）への講師派遣について（令和元年10月17日付け熱保医第117-2号）	部分開示	○取下げ （文書 3）
⑥	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 交流会の開催について（通知）（令和元年10月22日付け熱保福第45号）	全部開示	—
⑦	賀茂・熱海圏域 栄養サマリー（摂食・嚥下連絡票）について（令和元年10月30日付け熱保医第131号）	全部開示	—
⑧	救急医療提供体制の現況調について（依頼）（令和元年11月26日付け熱保医第139号）	全部開示	—
⑨	令和元年度 熱海伊東地域メディカルコントロール協議会第2回事後検証会の開催について（令和元年12月6日付け熱伊MC第9号）	全部開示	—
⑩	病気をもつ子どもの就学相談対応勉強会」の開催について（通知）（令和元年12月13日付け熱保福第23号）	部分開示	○取下げ （文書 4）
⑪	令和元年度給食施設における災害対策ワークショップの開催について（令和2年1月6日付け熱保医第34号）	全部開示	—
⑫	令和元年度 未熟児フォローアップ連絡会議の開催について（依頼）（令和2年1月14日付け熱保福第51号）	全部開示	—
⑬	令和元年度立入検査結果について（通知）（令和2年1月17日付け熱保医第145号）	全部開示	—
⑭	令和元年度立入検査に基づく法令等違反以外の改善事項について（令和2年1月17日付け熱保医第145-3号）	全部開示	—
⑮	令和元年度立入検査に基づく法令等違反以外の改善事項について（令和2年1月17日付け事務連絡）	全部開示	—
⑯	熱海伊東医療圏 新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議の開催について（令和2年3月4日付け熱保医第165号）	全部開示	—
⑰	医療法第25条第1項に基づく立入検査の結果について（令和2年3月16日付け熱保医第170号）	部分開示	○ （文書 5）

⑱	令和2年度静岡県賀茂・熱海感染症診査協議会の開催について（令和2年4月15日付け熱保医第133号）	全部開示	—
⑲	医療法第25条第1項に基づく立入検査の結果について（令和2年4月21日付け熱保医第1号）	全部開示	—

別記3 令和3年1月21日付け熱健総第12-2号決定

No.	開示請求に係る公文書の件名又は内容	決定	審査請求対象
①	令和元年度 新型インフルエンザ等対策訓練への参加について（依頼）（令和元年10月31日付け熱保医第41-37号）	全部開示	—
②	医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施について（通知）（令和2年4月15日付け熱保医第167号）	全部開示	—

別記4 文書探索結果

(1) 対象と認められる文書5件

No.	公文書の件名
①	「伊東市民病院認知症疾患医療連携協議会」委員への就任について（提出）（令和元年12月16日付け熱保福第24号）
②	令和元年度被爆者定期健康診断「一般検査（第1回）」及び希望による健康診断（がん検診）の実施について（令和元年7月29日付け熱保医第42-2号）
③	「疾病又は事業ごとの医療連携体制に関する調査」について（依頼）（令和元年10月8日付け熱保医第126号）
④	令和元年度賀茂・熱海保健所コホート検討会の開催について（令和元年12月24日起案 熱保医第124号）
⑤	新型コロナウイルス感染症関係通知（令和2年6月4日起案 熱保医第33号）

(2) 対象の可能性が高い文書7件

No.	公文書の件名
①	第8次静岡県長寿社会保健福祉計画（熱海伊東圏域計画）で取り組む内容の「数値目標」と「実績（予定）」について（依頼）（令和元年10月25日付け熱健福第47-2号）
②	令和元年度「熱海伊東圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議」の委員就任について（依頼）（令和元年7月25日付け熱健福第26号）
③	令和2年度「熱海伊東圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議」の委員就任について（依頼）（令和2年3月12日付け熱健福第66号）
④	令和元年度 熱海・伊東地区における思春期保健担当者連絡会の開催について（令和元年7月26日付け熱健福第27号）
⑤	「食べるを支える」研修会の開催について（令和元年12月12日付け熱健医第48号）
⑥	熱海健康福祉センターだより「湯けむり」第26号の発行について（令和2年1月10日起案）
⑦	令和元年度高次脳機能障害者支援従事者研修及び支援ネットワーク連絡会議（令和元年10月21日付け熱健福第603号）

別記5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和3年 6月 7日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和4年 4月 28日	審議	第358回
令和4年 5月 26日	審議	第359回
令和4年 6月 30日	審査請求人による意見陳述、審議	第360回
令和4年 8月 31日	審議	第361回
令和4年 9月 29日	審議	第362回
令和4年 10月 27日	審議	第363回
令和4年 11月 29日	審議	第364回
令和4年 12月 27日	審議	第365回
令和5年 1月 31日	審議、答申	第366回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第358回～第360回、 第362回、 第364回～第366回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第358回～第362回、 第364回～第366回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第358回～第361回、 第363回～第366回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第358回、 第362回～第365回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第358回～第364回、 第366回
牧 田 晃 子	弁護士	第358回～第366回